

令和六年四月一日付け広島県報（定期）第二十六号に登載の広島県告示第三百九十四号（漁業の制限措置及び申請期間等）の表の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

別冊の九	別冊の九	別冊の九	別冊の九	ページ
一枚建狩刺し網漁業の海域3の許認可すべき船舶等の数	一枚建狩刺し網漁業の海域2の許認可すべき船舶等の数	一枚建刺し網漁業の海域3の許認可すべき船舶等の数	一枚建刺し網漁業の海域2の許認可すべき船舶等の数	行
3	1	3	1	正
1	3	1	3	誤